

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則183条に定める書面)

2022年6月3日

竹田印刷株式会社

2022年6月3日

名古屋市昭和区白金一丁目11番10号
竹田印刷株式会社
代表取締役社長 木全 幸治

吸収分割に係る事前開示書面

当社は、2022年5月20日付けで、竹田印刷分割準備株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社が営む印刷事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に関する事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、当社に対し株式、金銭その他の財産交付をいたしません。吸収分割承継会社は当社の完全子会社であるため、かかる取り扱いは相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社についての事項

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての事項

(1) 分割会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を東海財務局に提出しています。最終事業年度にかかる計算書類等は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

- (2) 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以降における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び吸収分割承継会社においては、本件分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、ならびに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収分割契約

竹田印刷株式会社（以下「甲」という。）及び竹田印刷分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、印刷関連事業に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲の営む印刷関連事業（以下「本件事業」という。）を吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：竹田印刷株式会社

住所：愛知県名古屋市中昭和区白金一丁目11番10号

（乙）吸収分割承継会社

商号：竹田印刷分割準備株式会社

住所：愛知県名古屋市中昭和区白金一丁目11番10号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本件承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

- 前項にかかわらず、本件対象権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は(ii) 本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性のあるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

甲が乙の発行株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、乙は、承継する権利義務の対価としての金銭等の交付を行わない。

第5条（本吸収分割による乙の株主資本の変動）

本件分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加せず、その他利益剰余金の額が2億50百万円増加するものとする。

第6条（取締役会の決議・株主総会の承認）

甲及び乙は、本契約の締結に先立って、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する取締役会の決議を経ていることを表明する。

- 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。なお、乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会の決議は不要とし、甲はこの扱いを承諾するものとする。

第7条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あ

らかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難になった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の失効）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合、効力を失うものとする。

第12条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを決定する。

2022年5月20日

(甲) 愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番10号
竹田印刷株式会社
代表取締役 木全 幸治



(乙) 愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番10号
竹田印刷分割準備株式会社
代表取締役 木全 幸治



承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2022年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金、預金、未収入金、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前渡金、前払費用、リース投資資産、リース債権、その他流動資産

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権、投資有価証券、関係会社株式、保険積立金、その他固定資産

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、その他流動負債

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

リース債務、長期未払金、退職給付引当金、その他固定負債

3. 承継する雇用契約等

次の各号に定める社員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務

(1) 効力発生日において主として本件事業に従事する社員（正社員、契約社員、パート社員、嘱託社員等を含む。）

(2) 甲が過半数労働者代表と締結する労使協定のうち、本件事業に関わるもの

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に関し甲が保有する商標権、著作権

(2) 雇用契約以外の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位（取引基本契約上の地位については本件事業に係る部分に限る。）及びこれらの契約に基づき発生した権利義務。

ただし、後記5記載の承継しない権利義務に属するもの、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

5. 承継しない権利義務

効力発生日の前日までに本件分割に基づき承継する上記4(2)本文記載の契約に基づき発生した債権のうち、売掛債権、手形債権及び電子記録債権その他の本件事業に属する取引により発生した債権並びに当該契約に基

づき発生した買掛債務、手形債務及び電子記録債務その他の本件事業に属する取引により発生した債務（ただし、リース債務その他の上記2記載の承継する負債に属するものを除く。）

別紙2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

2022年4月1日

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	50	負債合計	—
現金及び預金	50	純資産の部	
		株主資本	50
		資本金	50
		純資産合計	50
資産合計	50	負債・純資産合計	50